

# 八幡浜市市民提案型コロナウイルス対策事業補助金交付要綱

〔令和 2 年 4 月 2 7 日〕  
〔要 綱 第 4 7 号〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民団体等が自主的及び主体的に実施する新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の感染拡大防止に係る活動等（以下「コロナウイルス対策事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において八幡浜市市民提案型コロナウイルス対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「市民団体等」とは、八幡浜市内に活動場所を有するもののうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 地域づくり事業を実施する非営利活動法人、地域づくり団体、ボランティア団体、実行委員会、協議会等
- (2) 文化協会、体育協会等の文化スポーツ団体
- (3) 地域の自治会、町内会等のコミュニティ団体
- (4) 商工会議所、商工会、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の産業経済団体
- (5) その他市長が適当と認めるもの

(補助対象事業)

第 3 条 補助金交付の対象となる事業は、市民団体等が自ら企画し、及び実施するコロナウイルス対策事業であって、次の各号のいずれにも該当する事業とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から不特定多数の者が参集する等、不適當と認められる事業を除く。

- (1) 市民の主体的な企画、運営によるもの
- (2) 市の財源による他の補助金等の交付を受けていないもの
- (3) 当該年度内に実施するもの

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、コロナウイルス対策事業に要する経費であつて、原則としてソフト事業に係るものとする。ただし、入場料等の収入がある場合は、相当額を控除することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。

(1) 団体の管理運営費

(2) コロナウイルス対策事業に密接に関わらない食糧費

(3) その他市長が不相当と認める経費

(補助率等)

第5条 補助率は、前条に規定する補助対象経費の10分の9以内とし、1事業につき30万円を限度とする。ただし、市長が当該事業の内容が極めて有益であると認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(コロナウイルス対策事業の公募)

第6条 市長は、コロナウイルス対策事業の公募期間を定め、市の広報誌、ホームページその他適切な方法により市民に周知し、及び公募するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八幡浜市市民提案型コロナウイルス対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、相当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、申請者に通知する。

(補助事業の変更承認申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ八幡浜市市民提案型コロナウイルス対策事業変更承認申請書（様式第2号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければな

らない。

- (1) 補助金の額の変更
- (2) 補助対象経費の20パーセントを超える増減
- (3) 事業内容の重要な変更

(補助事業の中止及び廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに八幡浜市市民提案型コロナウイルス対策事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに八幡浜市市民提案型コロナウイルス対策事業実績報告書(様式第4号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、速やかに八幡浜市市民提案型コロナウイルス対策事業補助金精算払請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による精算払請求書を受理したときは、補助金を交付する。

(補助金の概算払)

第15条 市長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部を概算払することができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとする補助事業者は、八幡浜市市民提案型コロナウイルス対策事業補助金概算払請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

3 前条の規定は、前項の規定による請求書が提出された場合について準用する。この場合において、「前条」とあるのは「第15条第3項において準用する同

条第2項」と、「精算払請求書」とあるのは「概算払請求書」と読み替えるものとする。

4 前3項の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、収支精算後に残金が生じた場合は、当該残金をすべて市に返還しなければならない。

(補助事業の公表)

第16条 市長は、補助事業の完了後、補助事業者の名称、代表者の氏名、補助事業の内容及び補助金の交付額を市の広報誌、ホームページその他適切な方法により公表する。

(関係書類の保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和2年度のコロナウイルス対策事業から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に交付決定された補助金に係る処分、手続その他必要な行為については、同日後においてもなおその効力を有する。

八幡浜市長 様

住所  
団体名  
代表者名

八幡浜市市民提案型コロナウイルス対策事業  
補助金交付申請書

八幡浜市市民提案型コロナウイルス対策事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり事業を実施したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 事業の目的及び内容

八幡浜市市民提案型コロナウイルス対策事業計画書（別紙）のとおり

3 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

- |                             |   |
|-----------------------------|---|
| (1) 補助事業に要する全経費             | 円 |
| (2) 補助対象経費                  | 円 |
| (3) 補助金交付申請額 ((2)×9 / 10以内) | 円 |

4 添付資料

- (1) 収支予算書
- (2) 支出の根拠となる見積書等
- (3) 市民団体等の定款、規約その他これに準ずる書類（任意団体の場合、別途指示する。）
- (4) 市民団体等の構成員名簿
- (5) 前年度の決算書（団体設立初年度の場合を除く。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(別紙)

八幡浜市市民提案型コロナウイルス対策事業計画書

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

連絡先 TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

1. 事業名	
2. 事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日
3. 事業目的	現状及び事業を行う目的を記入してください。
4. 事業内容	提案する事業内容を記載してください。事業内容については、2つの項目（ <input type="checkbox"/> 補助金の公益性・有益性 <input type="checkbox"/> 目的・目標が明確か。計画に実現性、継続の見込みがあるか。）について審査しますのでそれを踏まえた上で記入をお願いします。
5. 事業効果	この事業を行うことにより、どういった効果が見込まれますか。

収支予算書

○ 収入の部

(単位：円)

区 分	合計額 (A) + (B)	対象経費 (A)	対象外経費 (B)	備 考
市補助金				
計				

○ 支出の部

(単位：円)

区 分	合計額 (A) + (B)	対象経費 (A)	対象外経費 (B)	備 考
計				

八幡浜市長 様

住所  
団体名  
代表者名

八幡浜市市民提案型コロナウイルス対策事業  
変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記事業の内容を下記のとおり変更  
したいので、八幡浜市市民提案型コロナウイルス対策事業補助金交付要綱第9条の規定により、  
その承認を申請します。

記

1 事業名

2 変更の理由

3 変更の内容

4 補助金変更申請額

既交付決定額	変更後の申請額	差引き増減額
円	円	円

5 変更事業計画書

八幡浜市市民提案型コロナウイルス対策事業計画書（別紙）のとおり

※ 様式第1号の収支予算書を添付することとし、変更内容が分かるように、変更部分を2  
段書きとし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。



八幡浜市長 様

住所  
団体名  
代表者名

八幡浜市市民提案型コロナウイルス対策事業  
中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、八幡浜市市民提案型コロナウイルス対策事業補助金交付要綱第10条の規定により承認を申請します。

記

- 1 事業名
- 2 中止(廃止)の理由
- 3 中止の期間(廃止の時期)

八幡浜市長 様

住所  
団体名  
代表者名

八幡浜市市民提案型コロナウイルス対策事業  
実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記事業を 年 月 日付けで完了しましたので、八幡浜市市民提案型コロナウイルス対策事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 補助事業に要した経費及び補助金交付申請額

- |                           |   |
|---------------------------|---|
| (1) 補助事業に要した全経費           | 円 |
| (2) 補助対象経費                | 円 |
| (3) 補助金交付申請額 ((2)×9/10以内) | 円 |

3 事業の成果

4 事業期間 年 月 日～ 年 月 日

5 添付資料

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書等（写）
- (3) 写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

収支決算書

○ 収入の部

(単位：円)

区 分	計 画 額 (A)	実 績 額 (B)	実 績 額		差 引 (A)-(B)	備 考
			対象経費	対象外経費		
市補助金						
計						

○ 支出の部

(単位：円)

区 分	計 画 額 (A)	実 績 額 (B)	実 績 額		差 引 (A)-(B)	備 考
			対象経費	対象外経費		
計						

様式第5号（第13条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住所  
団体名  
代表者名

八幡浜市市民提案型コロナウイルス対策事業  
補助金精算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記補助金について、八幡浜市  
市民提案型コロナウイルス対策事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり  
請求します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

内 訳

交付決定額 \_\_\_\_\_ 金 \_\_\_\_\_ 円

受領済額 \_\_\_\_\_ 金 \_\_\_\_\_ 円

今回請求額 \_\_\_\_\_ 金 \_\_\_\_\_ 円

金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第6号（第15条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住所  
団体名  
代表者名

八幡浜市市民提案型コロナウイルス対策事業  
補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった標記補助金について、八幡浜市市民提案型コロナウイルス対策事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

内 訳

交付決定額	金	円
受領済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	